

基発第0930001号

平成19年9月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働基準法施行規則の一部改正について

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成19年厚生労働省令第116号。以下「整備省令」という。）が本日施行されたところである。

整備省令による改正後の労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「則」という。）の内容等は下記のとおりであるので、了知の上、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

1 整備省令による改正の内容

則第7条の2第1項第2号では、使用者による賃金の支払方法として、証券会社の一定の要件を満たす預り金への払込みによる方法が認められているが、今般、証券取引法（昭和23年法律第25号）が金融商品取引法へと改められたこと及び整備法の施行等に伴い、同号ロ（1）に規定する投資信託約款に記載されるべき事項のうち、信託財産の運用対象となる有価証券の範囲等について所要の規定の整備を行ったものであること。

なお、改正後の則の施行によって、事務の実質的な取扱いに変更はない。

2 通達の一部改正

- (1) 平成10年9月10日付け基発第529号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の一部改正

平成10年9月10日付け基発第529号の一部を次のように改正する。

記の2(1)中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、(3)中「証券会社」とは、証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項の証券会社をいうものであること。」を削り、「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、(4)中「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「第2条第12項」を「第2条第7項」に改め、(5)中「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「第5条第3項」を「第6条第3項」に、「証券取引法第15条第2項及び投信法第26条第2項」を「金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第2項及び投信法第5条第1項」に改め、(6)中「第113条の4第2項」を「第139条第2項」に、「商法(明治32年法律第48号)第341条の8第2項」を「会社法(平成17年法律第86号)第292条第1項」に改め、(10)中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

(2) 平成10年9月10日付け基発第530号「賃金の口座振込み等について」の一部改正

平成10年9月10日付け基発第530号の一部を次のように改正する。

記の1、2、5及び6中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。